

JIS

舟艇－オーナー用マニュアル

JIS F 0102 : 2008

(ISO 10240 : 2004)

(JSTRA)

平成 20 年 3 月 31 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	大 山 永 昭	東京工業大学
	小 野 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	佐 野 真理子	主婦連合会
	塩 沢 文 朗	財団法人日本規格協会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キヤノン株式会社
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中 西 英 夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	長谷川 英 一	社団法人電子情報産業協会
	樋 口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮 入 裕 夫	東京電機大学
	宮 沢 和 男	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
	若 井 博 雄	財団法人製品安全協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 7.6.1 改正：平成 20.3.31

官 報 公 示：平成 20.3.31

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル TEL 03-3502-2130)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	2
4.1 必要な情報	2
4.2 フォーマット	3
4.3 単位と定義	3
4.4 図	3
5 オーナ用マニュアルの内容	3
5.1 一般	3
5.2 序文	3
5.3 一般情報及び舟艇データ	3
5.4 最大搭載人員	5
5.5 搭載量	5
5.6 機関に関する情報	5
5.7 浸水リスク及び復原性に関する情報	5
5.8 火災又は爆発のリスクに関する情報	6
5.9 電気系統：火災，爆発，及び感電のリスク	7
5.10 操縦性	8
5.11 適切な運用：その他の推奨事項と情報	8
6 その他の情報	9
附属書 A（規定）オーナ用マニュアルに関する一般的な説明	10
附属書 B（参考）情報及び安全ラベルをオーナ用マニュアルに記載することを求めている規格一覧	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶技術研究協会(JSTRA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS F 0102:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

舟艇—オーナー用マニュアル

Small craft—Owner's manual

序文

この規格は、2004年に第2版として発行された **ISO 10240** を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、舟艇の所有者が用いるマニュアルの記載内容に関する要求事項について定めている。このマニュアルを読まなければならない、舟艇所有者に情報を提供するというこの規格の目的は失われる。

舟艇建造者は、マニュアルが所有者（オーナー）の手に確実に届けられるように手配しなければならない。これはいうまでもなく、所有者が必要な知識をもたないまま舟艇を使用する事態を避けるためである。

1 適用範囲

この規格は、船体の長さが 24 m 以下の舟艇に用いるオーナー用マニュアルに記載する必要のある事項について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 10240:2004, Small craft—Owner's manual (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 (IDT) は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、一致していることを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）には適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS F 0081 舟艇—主要データ

注記 対応国際規格：**ISO 8666:2002**, Small craft—Principal data (IDT)

JIS F 1010 舟艇—投揚びょう、係留及びえい航—ストロングポイント

注記 対応国際規格：**ISO 15084**, Small craft—Anchoring, mooring and towing—Strong points (IDT)

JIS F 1033 舟艇—ガソリン機関区画及びガソリタンク区画の換気

注記 対応国際規格：**ISO 11105**, Small craft—Ventilation of petrol engine and/or petrol tank compartments (MOD)

JIS F 1035 舟艇—トイレ汚水貯留システム

注記 対応国際規格：**ISO 8099:2000**, Small craft—Toilet waste retention systems (IDT)

JIS F 1036 舟艇—最大推進出力値の決定：船体の長さ 8 m 未満の舟艇